

議案第 6 5 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 7 条第 4 項第 3 号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第 7 9 条において同じ。）」に改め、同条第 8 項及び第 1 2 項第 2 号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第 7 9 条第 7 項第 2 号及び第 9 項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設等に置くべき職員を看護師から看護職員に改めるため、この条例を制定するものである。